

# 室町期における奈良福智院地蔵堂の再興と「勧進憑支」

阿諱訪 青美

はじめに

奈良市福智院町に今も残る福智院地蔵堂は、道の辻に面した小さな堂である。創建は天平八年と伝えられ、一九九六年はちょうど創建者玄昉の没後一二二〇年に当たつた。<sup>1)</sup>本尊の地蔵菩薩は寄木造りの座像で、高さは二・七五メートル、実物を前にすると、小さなお堂に地蔵が詰め込まれた様な印象を受ける。<sup>2)</sup>

こここの地蔵は、古来より有名で、十三世紀後半に成立した『沙石集』は、当時の靈験あらたかな地蔵として「福智院・十輪院・知足院・市の地蔵」を挙げている。また、『大乗院寺社雜事記』(以下『雜事記』とする)の文明四年(一四七二)九月二十四日条にも、

奈良中、地蔵靈験之所々者、春日西屋地蔵・勝願院地蔵・知足院地蔵・福智院、

とあり、約二世紀に渡って信仰の対象となっていたことが分かる。

この地蔵は、最初からこの地で造られたものではない。胎内の、建仁三年(一二〇三)六月二十七日本尊造立の墨書銘と、『雜事記』の文明十年(一四七八)六月二十四日条、福智院地蔵ハ、自福智庄奉遷當所云々、仍謂福智院云々、から、十三世紀初頭に、福智庄、現在の奈良市狭川で造られた事が分かる。また、腹部には建長六年(一二五四)に造立供養の銘があり、造立から五十年の後、現在の福智院町に移されていた。<sup>3)</sup>言い伝えによれば、その移築は、西大寺中興の祖、興正菩薩叡尊の「勧進」によるという。

文明十年の夏、この地蔵堂の修理が始まり、再び堂のために勧進が行われる。そしてその勧進は堂を見事に修復し、上葺の資金繰りに「憑支」が行われる。

勧進とは、本来衆生を念佛教化し、仏道に結縁すること

を勧める行為を指すが、同時にその方法として、広く一般

に資材・金銭・労力を募る言葉もある。先頭に立つ「勸進聖」等の呼びかけに応じ、人々は自らが差し出せるもの

を通して、現世来世の安穩と、近親者等の供養を願った。

勧進に関する研究は、大勧進主導と、民間の聖との分類<sup>(1)</sup>や、律僧の活動、飢饉の際の救済、勧進錢としての税金徵収<sup>(2)</sup>、相互負担など、各方面から論じられている。勧進としての活動内容は豊富で、猿樂・田楽・平曲等の芸能、札売り、功德風呂など、神仏を名目とすれば勧進となり得た。

そして出来るだけ多くの人の参加が求められた所に、特徴がある。

一方、憑支は「タノモシ」と読み、「頼母子・頼支」とも書かれ、また「合力錢・無尽錢」とも呼ばれる。金銭の融通を目的とする一種の「講」で、仲間が定期的に集まり、金を出し合い、籤や入札等の方法で所定の金額を順繰りに手にしていく。「無尽講」とも言い、戦後まで一般的に行われていた。現在は相互銀行・信用金庫・職場の共済組合の中に、その形を止めている。研究には、信仰目的の貯蓄制度と、金融の両面があるが、特に後者では、憑支（相互扶助）と無尽（金融）という、二つの性格の起源・相違・融合が論議され、村落内の領主による収奪手段と目されてい<sup>(3)</sup>る。しかし、中世の都市での憑支の構造は、具体的に論じ

られていない。

福智院地蔵堂の憑支は、奈良という都市で行われた、地蔵堂の上葺を目的とする「勧進憑支」である。地蔵堂の修理に際して行われた勧進活動の一つが、憑支という形態を取りっていた。ここでは「勧進憑支」と言う、勧進活動の、一つの具体的な姿を浮かび上がらせ、単なる憑支とは違う「勧進憑支」の構造と、それが堂の修理過程の中で、どんな位置を占めていたかを明らかにしていく。

### 注

(1) 「福智院地蔵堂」パンフレット。福智院院主阪井昇道『福

智院の由来記』玄昉僧正壹千式百五拾年御遠忌によせて一九九六。

(2) 『奈良県史』十七金石文下 奈良県史編集委員会、一九七八。

(3) (2) に同じ。

(4) 中ノ堂一信「中世的「勧進」の形成過程」「中世の権力と民衆」創元社一九七〇。

(5) 松尾剛次「勧進と破戒の中世史」吉川弘文館、一九九五。

(6) 東島誠「前近代京都における公共負担構造の転換」歴史

学研究』六四九、一九九三。

(7) 古川元也「天正期上京立壳について—洛中勧進に関する三点の史料から—」『年報三田中世史研究』二、一九九五。同「天正四年の洛中勧進」『古文書研究』三六、一九九二。

(8) 穀迦堂光弘「中世後期地域社会における勧進と奉加」『駿台史学』一〇一、一九九七。

(9) 憑支の基本形態に付いての説明は、安田次郎「にぎわう都市寺院」（都市の中世）吉川弘文館、一九九二）に詳しい。

(10) 三浦圭一「中世の頼母子について」『史林』四六一二、一九五九。また森嘉兵衛著作集二『無尽金融史論』（法政大学出版局一九八二）は、近世の憑支に詳しい。

## 一、福智院地蔵堂

### 1 勧進と信仰

福智院地蔵堂の修理は、文明十年（一四七八）七月から二十七年間以上に渡って行われる。『雜事記』の中から、地蔵堂の姿を追つてみたい。

地蔵堂修理の記事は、まず勧進活動の開始から始まる。文明十年七月六日条、

福智院地蔵堂修理自今日始之、地蔵六万軀摺之、十方勸進也、聖六人善久方ニ仰付之了、  
地蔵の摺仏六万軀をすり、十方に勧進として売り歩いていた。その要員として、善久という僧に「聖六人」が任された。「仰付」たのは、『雜事記』を記した時の大乘院門跡尋尊で、初期の地蔵堂修理資金は、これらの勧進活動により、賄われていく。

福智院地蔵堂修理自今日始之、地蔵六万軀摺之、十方勸進也、聖六人善久方ニ仰付之了、  
地蔵の摺仏六万軀をすり、十方に勧進として売り歩いていた。その要員として、善久という僧に「聖六人」が任された。「仰付」たのは、『雜事記』を記した時の大乘院門跡尋尊で、初期の地蔵堂修理資金は、これらの勧進活動により、賄われていく。

勧進活動に伴つて、地蔵の靈験が広く説かれた。その結果、文明十一年（一四五九）八月七日条に、

福智院地蔵堂ニ参詣了、近日奈良中者共當堂ニ参詣、事外事也、色々利生共在之之由聞之、不思議事、此地蔵之腹内ニ、大明神御作之地蔵奉納之云々、

奈良中の人々が、地蔵堂へ押し寄せてゐる記事が見られる。理由は、「色々利生共在之之由聞之」と様々な御利益があるとの噂が立つたため、同時に、腹内に春日山の大明神が造つた地蔵が納められていいという、話も広められている。後に、他国への勧進の際に作られた勧進帳には、この内容がそのまま書かれている<sup>①</sup>。勧進の際には、人々の信仰を煽る数々の話がでっち上げられていたのだ。また、文明十四年（一四五九）五月七日条からは、

先年福智院地蔵ニ如其群集了、其後足輕共乱入、郷内無正体事出来、大ニ不可然事也、凡無力事也、

この大群參の後に、足輕が乱入した事が分かる。恐らく人々が納めた供物を狙つての行動で、人々の參詣の規模と奉納された供物や奉伽錢による、地蔵堂の収入が推し量られよう。

この後、間隔を開けて五回の勧進が、奈良中・長谷寺辺りで催されている。とくに奈良中では、勧進聖と共に、奈良の地下人が互いに勧進を行つてゐる。勧進の際に語られ

た、地蔵菩薩の靈験に呼応しての参加と考えられる。

では、このように広められた地蔵の靈験に、勧進に対す

る喜捨、供物の奉納、勧進行為に参加する労働奉仕などを通して、人々はなにを求めたのか。明応六年（一四九七）

二月二十六日条、

福智堂（院カ）地蔵堂之室之上葺奉伽、（中略）瓦分六

十貫代云々、瓦作以半分可沙汰云々、親年季ニ相当之間如此云々、

後成恩寺殿・小林寺殿・後五大院殿・後蜜乘院殿各年

季ニ相当之間、以御訪分十二貫文可奉伽之由仰之、前半は、地蔵堂の室の上葺に際し、瓦師が瓦代の六十貫を半額で請け負う、とある。理由は、「親年季ニ相当之間」とあり、半額にすることで、親の菩提を弔う事に繋がると瓦師は考えていた。後半は、尋尊の身内の戒名が並び、やはり「各年季ニ相当之間」と、尋尊も身内の弔い料として、上葺代を奉伽している。

地蔵とは、釈迦の入滅後、五十六億七千万年後に、弥勒菩薩がこの世にあらわれるまでの末世の中、人々の救済を任された仏であり、結縁をすることで、特に地獄に落ちた魂を救うと信じていた。人々が求めたのは、現実的な御利益と共に、地蔵による魂の供養であり、福智院地蔵堂の勧進活動は、一貫して、このような人々の「追善」「救済」

要求が支えていたのである<sup>(5)</sup>。

## 2 地蔵堂の関係者

では、地蔵堂の修理は、具体的には、どの様に成されていったのか。

「地蔵堂修理」と言つても、修理の対象は堂のみではない。文明十一年（一四七九）二月十九日条には、

坊ハ客所一字 クリ一字

此客所去年上葺自別当申付之、豈八帖今度自門跡渡之、

御堂修理ハ横坊沙汰、十方勧進也、

修理が始まつた時点では、「坊ハ客所一字 クリ一字」とあるように、堂以外にも複数の建物があつた。この後には、

福智院堂之北ハタ板出来、同宝殿壇新造之、

など新たな施設が次々と建てられていく。地蔵堂修理とは、堂とそれに付随する諸施設の修理・増築を指していた。

修理に関係した人物は、客所の上葺を申し付けた「別当」、豈八帖を渡した大乗院門跡尋尊、そして十方勧進をした「横坊」、とある。ここに見える「別当」とは、康正元年（一四五五）八月二十日条、

国司息当坊三光臨、十五歳藤千代丸、（追筆）「法名尊譽、大納言、興福寺別当、東林院僧正、号仏地院、震筆八

室町期における奈良福智院地蔵堂の再興と「勧進憑支」（阿諱訪）

講丁衆、于時大法師音頭、十九歳三得度、」

康正三年（一四五七）正月二十六日条、

坊官福智院之跡事、悉以国司之息之料所ニ付了、仍福

智院地蔵堂別當之間、昨日二十四日修正ノ仏供下行之、

代三百文、当坊主請文在之、牛玉又進之、彼坊跡事、

奉公仁在之者、雖何時可仰付也、仍且成彼料所了、

とある「東林院尊譽」を指す。文明十二年から十五年までの間、興福寺の別当を勤めた。大乘院領内の地蔵堂の敷地は、もともと堂が福智庄から移築されたときに、大慈三昧院、時の門跡慈信の御座所であり、「福智院郷」という町も形成された。慈信の没後も地蔵堂は残り、院の敷地は坊地となつていた。その坊地を「料所」として保有した事で、東林院は地蔵堂の別当となつた。

「横坊」とは、文明七年（一四七五）七月十八日条に、「横坊善久房高野僧也、上北面恵守息也」とある。最初に十方勸進を行つた善久は、横坊とも呼ばれ、上北面の出自を持つ。北面とは本来、院門跡を警護する職にある僧だが、この時期には雜務一般を取り仕切る役目を果たしていた。上下に分かれ、尋尊の下には二十五人前後がいた。その善久の弟子には、後に堂修理で活躍する「善秀房」、地蔵堂の後継者と定められる「善春」、春辰の弟、同じく上北面の寛円の四男等がいる。別に小姓もいたようだ。

修理開始から四ヵ月後の文明十年（一四七八）十一月十五日、地蔵堂の前坊主觀舜が入滅する。後任者として、同年十二月二十三日、

横坊善久房福智院地蔵堂坊主ニ成之、今日入院了、當

堂別當東林院僧正許可也云々、

「別當東林院」の「許可」により、善久は修理費用集めの勧進のみではなく、正式に地蔵堂の管理者に任命される。そして文明十一年（一四九七）正月十一日には、

横坊夜前より福智院ニ居住之由申之、今日部屋雜具共渡之云々、畳八帖分令許可了、

と、堂内に住み始める。「畳八帖今度自門跡渡之」とは、居住スペースとしての八畳を、尋尊が善久に許可した事による。

福智院地蔵堂は、大乘院領内という尋尊の膝元にある、別當東林院の料所で、人事権は東林院が、居住権は尋尊が持つていた。そこで坊主の善久は、地蔵堂の管理と修理を、請け負つていく事になつた。

### 3 堂の再興

正式に地蔵堂の坊主となつた善久は、管理者として、「十方勧進」以外に何をしていったか。堂内に居住し始めた翌

月の文明十一年（一四七九）二月十五日の『雑事記』には、

福智院地蔵堂領田畠以下納帳、数十年分二帖在之所々

沙汰方々ハ、

として、三十七箇所の土地とそこからの収入分が、「以上燈油仏聖料所」と「以上八講料所」の二つに分けて記載されている。

地蔵堂の前坊主である觀舜房は、享徳二年（一四五三）

から文明十年（一四七八）までの二十五年間、「福智院地蔵堂仏聖納帳」を記している（以下『仏聖納帳』と略す）。こ

の『仏聖納帳』と「以上燈油仏聖料所」分を比較すると、「以

上燈油仏聖料所」十八箇所の内、十四箇所が、「仏聖納帳」

の享徳二年分と符合する。したがつて、「田畠以下納帳、數

十年分」の納帳の一部は、先代の觀舜房が記した『仏聖納

帳』にあたる事が分かる。

しかし、尋尊が『雑事記』に記した収入分は、そこから  
の実際の収入ではない。『仏聖納帳』の享徳二年分では、総  
計三石九升の内、一石一斗二升五合しか納められていない。  
下つて帳簿の最後の年、文明十年分も、納められた合計は  
一貫二百三十文と、六斗六升にしかならない。

觀舜に続いた善久も、「福智院地蔵堂當知行納帳」（以下『當  
知行納帳』と略す）という、地蔵堂領からの収納帳を記し  
ている。

「文明十年イヌノトシ十二月二十三日」とは、善久が地蔵堂坊  
主に就任した当日で、この箇所は、先代の觀舜房からの堂  
領の引継ぎを示している。「地子四貫二百八十三文、米一石  
三斗一升」は、「仏聖納帳」の分とそれ以外の「以上八講料  
所」分等を合わせて、文明十年段階に地蔵堂に納められて  
いた額となろう。

六年後の②段階になると、新たに「善久より初めて知行  
する分」と「十二講地」が加わる。「善久住持ノ時ヨリハシ

この文書は、毎年ごとの記録ではなく、①文明十年、②  
文明十六年、③明応八年、④明応九年、⑤文亀元年、⑥文  
亀三年の六年分に分けて記され、作成された時期は、『憑支  
引付』（後述）の裏に書かれていることから、③段階以降と  
推定される。①～④までの内容はほぼ一致しており、各々  
一年分が「觀舜房代知行分」と「善久より初めて知行する  
分」、「十二講地」の三つに分けられている。

「觀舜房代知行分」については、「当知行納帳」の①に、  
次のように記されている。

以上二十三箇所田畠、觀舜房請取分（中略）

此地子ハ、四貫二百八十三文口、以上米一石三斗一升  
口、

文明十年イヌノトシ十二月二十三日　此分請取申

善久

メテ知行スルブン事」として、

以上、地子一貫七百七十五文 此地十キレアリ

大乗院殿ヨリ御キシン 水田一反ツカノモト 地子

一石二斗代

以上、此田畠十一箇所アリ 永代当堂知行ナリ

此地子ヲモツテ、當堂ノ北方ノツリトウマヲマイヤト

ホスマノナリ

善久

「以上、此田畠十一箇所アリ」として、新たに十一箇所の田畠が善久の代に堂領となつてゐる。合計は「一貫七百七十五文」、「一石二斗」となり、この数値は若干の変動はあるものの、②～④段階を通して変わらない。そして「此地子ヲモツテ」地蔵堂の修理費用に当てていると、善久は署名をしている。

「十二講地」については、②～④段階で、

以上四箇所、ナカコマ地下人十二講ト号シテトル、

文明十六年大乗院殿ヨリ善久ウケタマワリテ再興シテ  
トリカエスナリ、料足七百文 米三斗九升 当堂知行

とある。

前述の『仏聖納帳』には、享徳三年（一四五四）と、康

正元年（一四五五）、長禄四年（一四六〇）分に、それぞれ後筆で「十二日講地子事」とした、四箇所の田畠の書き込

みがある。収入分の合計は三斗と六百文で少ないが、両者の耕地の場所と収入を比較すると、四箇所中二箇所が場所、地子ともに一致する。『當知行納帳』の「十二講地」とは、『仏聖納帳』の「十二日講地」であり、長禄四年までは存在したが、その後、「ナカコマ地下人十二講ト号シテトル」状態になつたと考へられる。それを善久は、大乗院尋尊の許可を得て、「再興シテ」取り返し、地蔵堂領としていつた。

それだけではない。善久は前坊主觀舜から引き継いだ田畠の税率を、少しづつ引き上げる作戦も取つてゐた。『當知行納帳』をつぶさに眺めると、②段階以降に次のような記述が散見される。

觀舜房代ハ一貫文地子、善久ヨリ一貫百文ナリ、

此地觀舜房代ハ百五十文、善久代ヨリ三百五十文ナリ、  
此十六間ノ地子觀舜房代ハ□□□ナリ善久ノ代ニ一貫

百文ニナスナリ、

こうして②～④段階で、善久は觀舜房代からの知行地に、合計一貫六百文の増税を果たしてゐた。

⑤⑥段階になると、「觀舜房代」と「善久代ヨリ」、「十二講地」が一括され、表題は「地子の事」と書かれるようになる。収入も、

⑤文亀元年 料足 七貫七三九文・米 六石一斗九升  
⑥文亀三年 料足 六貫八二九文・米 六石七斗五升

と、米が増えている。地蔵堂領の内わけは、畠地が殆どで、屋敷が数箇所、水田は①段階では二箇所のみだった。しかし⑤⑥では「フチノキ観音堂東」や「南市東ノハシ」、「南市西ノハシ」の三箇所の水田が、新たに加わる。これは、②～④に次の文書が、ほぼ同様の内容で、毎回書かれている事から分かる。

大、フチノキ四セマチ 米一斗ヒヤクカウシエハカル  
十合升定

合水田一反ハ、地作一円十一  
合升

地子二石 百姓藤石

小、觀音堂ノ東ニセマチ

右此水田一反者、ヒラクトキ善秀料足ヲモツテヒラク  
田ナリ、シカル間、善秀一期ノ間ハ、知行アルヘシ、  
一期ノノチハ、地蔵菩薩江永代寄進スルヘキ由、申定  
テケ井ヤク、  
文明十六年タツノトシヒラクナリ 住持善久

證人寛円房專親

右、南市觀音堂北、当方ヘマワリタルセマチナリ、コ

史苑（第五八卷二号）

レモヒラクトキ善秀料足ヲモツテヒラキタル田ナリ、  
シカル間、善秀一期ノ間ハ知行アルヘキヨシ、申定候、  
善秀一コノノチハ、地蔵菩薩江永代寄進申ヘキヨシ、  
申定テケ井ヤク状如件、

明応元年子ノトシヒラクモノナリ

住持善久

證人寛円房專親

三箇所の内、後の二箇所は「善秀」という僧が開いたものを、善久と、同じく上北面の寛円房専親が證人として署判している。善秀とは、文明十三年（一四八一）に善久の弟子として出家し、数年後には堂修理の勧進活動に活躍する人物で、この史料は、善秀が文明十六年（一四八四）と明応元年（一四九二）に、南市觀音堂近辺に開墾した田の契約状である。

南市は、現在の奈良市紀寺町辺りにあつた市場<sup>(1)</sup>で、その觀音堂周辺の開墾は、文明二年（一四七〇）に『雜事記』で話題となつてゐるが、南市の河骨池の新開は文明十六年（一四八四）に、明応二年（一四九三）には「南市々場自今日田二作之、院家弁財天講方ニ為料所」とあり、新開の奉行は上北面寛明房専重、寛円房の息子が勤めている。明応二年（一四九三）六月二十九日条には、

福智院地蔵堂事、一期之後者、善春坊主不可有相違候、  
先年被仰了、善春住持以後者、又為別當相計其跡候也、

水田一反ハ、七セマチアリ、地作一円

證人寛円房專親

右、南市觀音堂北、当方ヘマワリタルセマチナリ、コ

室町期における奈良福智院地蔵堂の再興と「勧進憑支」（阿諱訪）

就中門跡弁財天講料所南市新開田在之、其東方一切新開事、地蔵堂方御許可候、可有知行候、弁財天講一个

月分者可被勤仕候者也、

明応四年四月十五日

善久御房

「其東方一切新開事、地蔵堂方御許可候」とあるように、地蔵堂は南市の田の新開を許可され、堂領を増やし米を増産していった。

では、この様に徐々に増やしていくた堂の財産を、善久はどの様に經營していたか。文明十四年（一四八二）閏七月廿三日では、  
福智院地蔵堂坊主善久腹氣難儀以外也、可相続躰無之、迷惑之子細申合之間、三郎丸為寛円猶子分可令出家之由仰付之了、堂領并質物等事一大事也、

善久の突然の病に、地蔵堂の後継者問題が浮上している。

三郎丸を上北面寛円房専親の子供として出家させ、地蔵堂の坊主職を継がせることにした。ここで注目すべきは一大事となる堂領と「質物」である。

古代より僧が「仏物・法物」を侵害する「互用の罪」を避けしむるべく、そして寄進者が「永代」と望む法会をつづがなく遂行させるために、堂には「利殖」をすることが許されていた。<sup>(1)</sup>ここでの「質物」とは、地蔵堂で堂領や堂

物を元手にした「利殖」が行われていたことを示すと考えられる。

文明十年七月に地蔵堂の修理勧進を始め、同年末に地蔵堂坊主に任命されて以来、善久が行つてきたことは、単なる堂の修理とその資金集めではなく、従来の知行地を確認し、増やし、または取り戻し、地子を値上げし新たに開墾をするなど、本来、地蔵堂として権利のあつた知行を復活させ、広げていく堂の「再興」だった。文明十一年（一四七九）の『雑事記』にある「福智院地蔵堂領田畠以下納帳三十七箇所の記述は、地蔵堂の管理者になつた善久が、尋尊に對して提出した、堂の再興の権利と決意の表明だったと言えよう。そして「再興」した堂を、今後円滑に經營しより発展させていく手段として、「利殖」が行われていたのである。

注

(1) 『福智院家文書』九箱一〇五番「福智院地蔵堂修理勧進状」。

(2) 『看聞御記』の「桂地蔵」事件。応永二十三年七月十六日条「此事世ニ披露アリテ。貴賤參詣群集シケル程ニ。錢以下種々物共奉伽如山積テ。造當無程功成ケリ。」に群參で宝物が山と集まつたとある。

(3) 稲葉伸道「中世都市奈良の成立と検断」（『都市の中世』吉川弘文館、一九九二）。

(4) 『雑事記』文明十一年閏九月二十三日条、明応六年二月十

七日条。

(5) しかし人々は地蔵に対しても当然、現世利益も求めた。『看聞御記』応永二十三年七月十六日条「祈請モ則成就シ。殊病者盲目ナト忽眼モ開ケレハ。利生揚焉ナル事都鄙ニ聞ヘテ。

貴賤參詣幾千万ト云」。

(6) 〔雜事記〕文明十一年正月三十日条。

(7) 〔雜事記〕文明十六年正月四日条。善久房については、三浦圭一『日本中世賤民史の研究』(部落問題研究所出版部、一九九〇)に「三昧聖的性格を持つ下級僧」とある。

(8) 〔福智院家文書〕六箱十六号。

(9) 東大史料編纂所レクチ・成實堂古文書一八。

(10) 〔福智院家文書〕五箱三十番「善久契約状」。

(11) 安田次郎「奈良の南市について」〔中世をひろげる〕吉川弘文館一九九一。

(12) 〔雜事記〕明応二年三月二十七日条。

(13) 〔雜事記〕文明十三年九月十日条。

(14) 笠松宏至「仏物・僧物・人物」〔法と言葉の中世史〕平凡社、一九九三、永村真「莊園の収取体系と領主経済・寺領」〔講座日本莊園史二〕吉川弘文館、一九九一。

## 二、勧進憑支

各地での勧進活動、堂領の再經營と税率の引上げ、新しい土地の確保とそこからの収入を元にした利殖、これらを元手に蓄えた財力を背景に、新たに一つの「興行」が行われるが、十日に一度行われるかと思えば、月に一度のこともあり、定期的とは言い難い。

憑支を行なう際には、ふつう初めに開催日・規則・懸銭額・取額などを定めた「契約状」を作る。参加者は、一口いくらと決めた懸銭を何部(何口)申し込むか、各自決め、その部数だけ憑支を取る権利を持つ。参加者を「衆中・講衆」

れる。それが地蔵堂の上葺のために行なわれた「勧進憑支」である。ここではこの憑支の構造を考えていく。

### 1 「憑支引付」とその仕組み

一章で扱った「当知行納帳」の裏には、「憑支引付」(以下「引付」とする)が記されている。<sup>①</sup>この記録は、延徳二年(一四九〇)十二月三日から、明応五年(一四九六)十月二十一日までの約五年間に渡る。

「引付」には、紙の左右にそれぞれ一回ずつ「□番取・同時買」の当選者と、その下に一・二人ずつの請人が名を記す(図1)。途中に欠落はあるものの、全部で百八回の開催が記録されている。憑支の目的は「南都福智院地蔵堂上葺勧進」と、左端に版刻で記され、「勧進憑支」である事が分かる。当選者と請人の数を合わせて、およそ百七十余人がこの憑支に参加している。興行は毎月二の付く日に行われるが、十日に一度行われるかと思えば、月に一度のこともあり、定期的とは言い難い。

室町期における奈良福智院地蔵堂の再興と「勧進憑支」（阿諱訪）

成十二月三日	第一番取 同時買	第二番取 同時買	延徳三年正月十二日
本人カイノツカ ヲ山大黒 ウマ	カササキ ハヤヅル八郎	中院モチイヤ 六	カササキ 西寺林 小法師
請人三郎五郎	請人ヒコ三郎	請人春若 松木チヤヤ	請人ヒシヤモンタウ
ウメトノ ウタノ	フクチキン	カタナヤ	

図1 『憑支引付』

講衆一同での契約状（起請文）が作られた。

まず、この勧進憑支（以下「地蔵堂憑支」とする）の「親」とは誰かを探つてみたい。

延徳二年（一四九〇）十二月三日条には、「兩人合力於福智院在之、三貫取云々」とある。『雜事記』内で唯一、「地蔵堂憑支」を示す史料で、ここからこの憑支が三貫文取りで、開催場所は「於福智院」と、地蔵堂で行われたことが分かる。憑支の名には、親や地名・目的・金額等を冠するが、この場合は「兩人合力」の「兩人」が、親に当たる。では、「兩人」とは誰を指すのか。『引付』を見ると、地蔵堂坊主善久の弟子善秀と、さかんに名前を並べる人物に「春辰」がいる。春辰は上北面で、地蔵堂に弟を入れ室させている。「兩人合力」の「兩人」とは、春辰と善秀を指し、「地蔵堂憑支」の「親」はこの二人と考えられる。  
成算堂文庫の『合力鈔引付』には、幾つかの憑支に関する記述がある。

① 延徳二年庚戌

地蔵堂憑支最初□春辰奉行百八十文、

② 十二月三日地蔵堂三十文六部三貫取之

延徳三年十月十二日三貫文取之了至□月末迄無く、

當り最初百八十文ハ春辰引違之

③ 十二月二十三日絵所

百文二部三貫取之

と言い、発起人を「親」と言う。そして憑支の当選金を受け取る際に立てる証人を、「請人」と言った。<sup>3)</sup>現存する中世の憑支契約状は様々だが、最後が罰文で締め括られる「起請文」の形を取り、当選後の懸銭の滞納・放棄が一番の罪悪とされる事は、共通している。早期の当選者によるその後の懸銭未納が、憑支を崩壊させる事を防ぐため、「衆中・

延徳三年二月十八日三貫取之則本尊 十貫文□□  
□之、

この史料は、延徳二年（一四九〇）について記されたもので、それに延徳三年分（一四九二）が追記される形を取つてゐる。

まず③から見てみよう。これと『雜事記』の記事を比較すると、延徳二年（一四九〇）十二月二十三日、「松南院繪所大輔法橋本尊憑支在之由申、二部仰付之」とある。これから③の「百文二部三貫取之」とは、尋尊がこの日に始まつた本尊憑支に、二部（二口）参加した事と分かる。そして延徳三年（一四九二）二月十八日、「大輔法橋仏憑支取之、三貫文、本尊阿ミタ可仰也」とある事から、③の「延徳三年二月十八日三貫取之」は、二月十八日に、三貫文を取つたという意味だと分かる。二つの「取之」が、違う意味で使われている。

では、①②について同様に解釈してみる。①で「地藏堂憑支」とあり、②の「十二月三日地藏堂三十文六部三貫取之」部分は、尋尊が延徳二年十二月三日に始まつた「地藏堂憑支」に、一口三十文を六部（六口）参加し、「延徳三年十月十二日三貫文取之了」とは、翌年の十月十二日に三貫文を取つた、と読める。『引付』の延徳三年十月十二日分には、当選者は「十四番取 エカウロ六部ノ内」と記される。

尋尊はこの憑支に「エカウロ（絵香呂の意か）」という名で、参加をしていたようだ。

また『合力鈔引付』には、この他に「見塔院憑支」「淨土寺憑支」「尊重憑支」「舜恩憑支」「吉田憑支」などが記されている。「地藏堂憑支」と同時期には、複数の憑支が同時進行していた事が分かる。

## 2 「憑支衆中」と「当日懸錢」衆

「地藏堂憑支」は、春辰・善秀の二人を「親」とし、懸錢は一口三十文、三貫文取り、と分かつた。しかし開催に際して作成されたはずの「契約状」は、残されていない。

一方、東大寺別院で、興福寺七郷内の新薬師寺に関する『新薬師寺文書<sup>6</sup>』には、憑支の契約状がある（以下「新薬師寺憑支」とする）。そしてその契約状の後には『憑支引付』と同形式の引付が続く。この「新薬師寺憑支」は、享徳三年（一四五四）から寛正三年（一四六二）までの八年間、懸錢二百文で、毎月一度開催されていた。引付部分を見るに、「地藏堂憑支」と同様、百六十人余りの奈良中の地下人が参加している。

從來憑支は、基本的に憑支衆中（講衆）の間で完結するものと理解されている。衆中は、憑支契約状の起請文に連

室町期における奈良福智院地蔵堂の再興と「勧進憑支」（阿諱訪）

署し、毎回の開催に列席し、懸錢をなし、籤等の方法により当選金を取得する。しかし、毎月一度の開催日に、「新薬師寺憑支」の引付部分に載る百六十人が、一堂に会していたとは考えにくい。

契約状を見てみよう。

敬白 天罰起請文事

条々

右、子細者、於式百文懸支仁親・衆分内、各々無等閑儀涯分可被進事、

一於未來後々テ如此不可有當寺衆分各等閑事、

一懸支衆分不嫌貴賤親疎、被取当手後、縱雖為天下一同德政、不思議事出来、不由已取・未取相共可被懸  
慇懃之事、

(中略)

右条々、於違背之躰者、於身可蒙日本國中大小神祇、殊者當寺本尊・十二神將御罰各於身テ、仍起請文之狀如件

享徳三年戊申八月廿七日

御堂司	良円房	教願房	学舜房	春道房	了學房
定觀房	賢春房	宗賢房	道學房	行願房	道恩房
良覺房	良仙房	良賢房	延行房	良忍房	良謙房

(二名後筆・花押略)

：（以下、引付部分）：

戌甲九月八日 安養院

第二番取手八郎古曾（花押）

十月八日 押上サカツキヤ

第三番取手五良三郎殿（花押）

同買手十郎コソ（花押）

タウソシノマエ

この契約状は、七カ条から成り、最後に十八名の僧が連署をする。内容は、ほぼ全編が懸錢に関するものだが、この契約状自体は、十八名の僧で完結している。

一カ条目では、懸支衆中を「當寺衆分（衆中）」と表し、「不可有各等閑事」と懸支への実直さを求めている。二カ条目では、「懸支衆分」と表し、その中で「不嫌貴賤親疎」と定めるが、この「貴賤親疎」は懸支契約状の常套句で、「當寺衆分」は「懸支衆分」と同じ対象を指し、「懸支衆分」とは、契約状の末尾に連署をした十八名の僧に当たる。「新薬師寺憑支」の懸支衆分には、後続の引付部分に載せられる奈良中の地下人百六十人は、含まれていないのだ。

では、引付部分に載る百六十人の参加者は、この「新薬師寺憑支」にどのような形で参加した結果、引付に記されるに至ったのか。

「新薬師寺憑支」の引付部分の後に、唯一、次のような起請文が載せられている。

天罰起請文事

右子細者、乙亥正月廿三日享徳四年テンカイタマヤ鶴松コ  
セ、当日懸錢撓懸申テ候、若虚言ニ候ハハ當堂御本尊  
身ニヲキテ可蒙申候、仍起請文狀如件

享徳四年乙亥三月八日アコタマヤ内

これは、転害のタマヤの鶴松ゴゼが、享徳四年（一四五五）  
正月廿三日に、「当日懸錢」をした事を、タマヤのアコが証  
明した起請文である。鶴松ゴゼは「当日懸錢」つまりその  
時払いの参加をしていた。ここから「新薬師寺憑支」では、  
衆中の憑支を元手に、「当日懸錢」が可能な「富籤」が行わ  
れた、と考えられる。そして富籤に当選し、金錢を受け取つ  
たものが、引付に記される仕組みになっていたのではない  
か。

同様に「地蔵堂憑支」を見てみよう。「引付」に載る憑支  
の参加者は、百七十余人にのぼる。「地蔵堂憑支」でもまた、  
「憑支衆中」の資金を元に「富籤」が行われており、その結  
果が「憑支引付」に記されていた。「憑支衆中」は「親」の  
春辰・善秀を含んで構成され、「新薬師寺憑支」と同様の契  
約状が作成されていたと考えられる。

『引付』に載せられている「地蔵堂憑支」の参加者には、  
実に様々な階層が見られる。衆徒国民の古市・小泉や、坊  
官の成就院・多聞院・善久等を含めた上下北面衆、御童子・

力者・牛飼、そして一番多いのが奈良中の地下人・商人と  
なる。住所の分かる者を地図に落とすと、奈良市内中に散  
在する（図2）。地下人のうち、職業の記述があるものには、  
質屋、桶屋、鍛冶屋、魚売り、経師屋、刀屋、薬屋、疊屋、  
瓦屋、白金屋、赤金屋、ウドン屋等があるが、実際に桶や  
うどんを販売していたのではなく、屋号を持った有力商人  
とも言う。

奈良中に広がる坊官・衆徒から地下人まで、階層を越え  
た参加、特に多数の地下人の参加は、地蔵堂への「勧進」  
の「憑支」と言う理由からに違いない。そしてこの多数の  
地下人は、「当日懸錢」衆であり、「憑支衆中」として、「新  
薬師寺憑支」契約状に判を据えたような僧とは、別の形で  
の参加をしていた。この様な広い層を対象としているところに、単なる憑支ではなく、「勧進憑支」たる所以があり、  
多数の参加者を載せる引付があるのが「勧進憑支」が示す  
最大の特徴と言える。衆中の憑支を元手に、対象を幅広く  
拡大して籤を売る事によって、「勧進憑支」が成立したので  
ある。

『引付』には何箇所か、「毘沙門御ハツシ」や「荒神御ハ  
ツシ」という表記が見られる。毎度開催される憑支の籤に  
は、はずれ籤も混ぜられていたようだ。また、『引付』の登  
録名には、尋尊が「エカウロ」であった他に、「ソコツ太郎」

室町期における奈良福智院地蔵堂の再興と「勧進憑支」（阿諱訪）

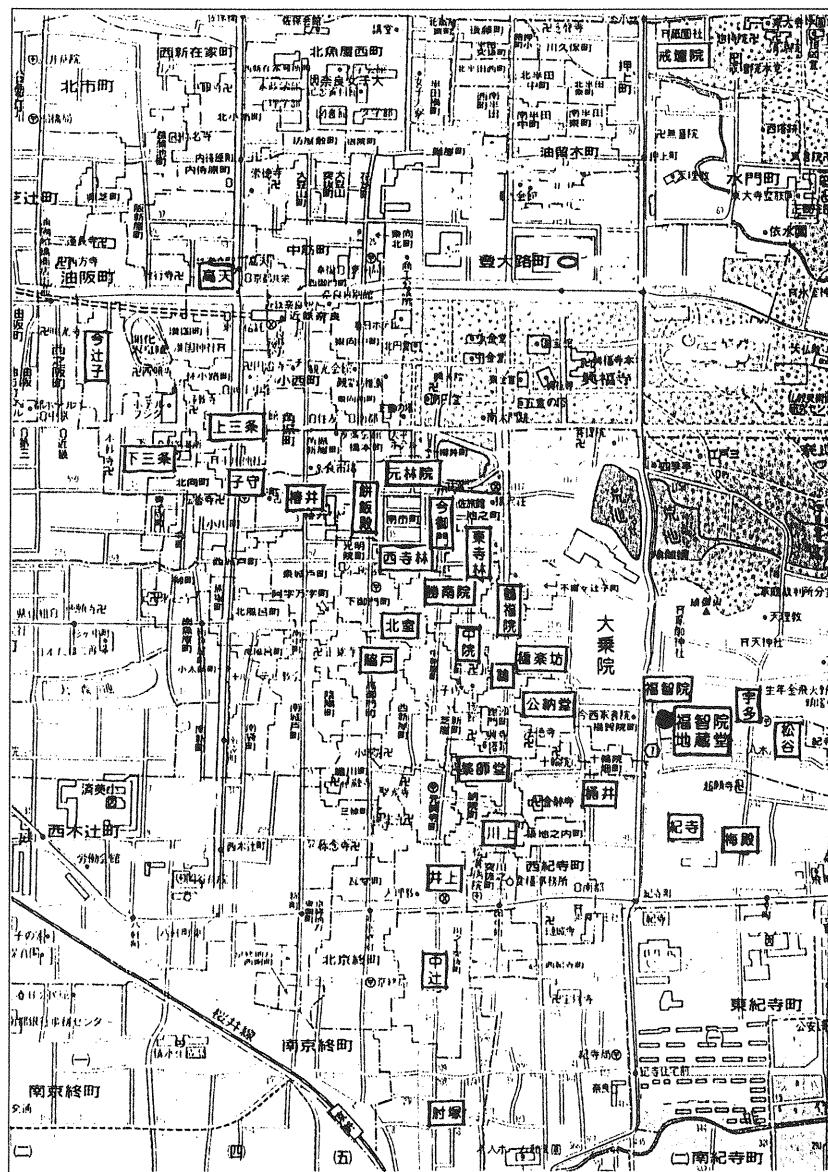


図2 憑支参加者の広がり

1 : 18,000 / 奈良県都市地図 昭文社

や「出三日月」、「福智院辻前ニテ龜相合」、「ハシリ出ルス

3 「地蔵堂憑支」の憑支衆中

ミノカワ」など、ウイットに富んだものが多い。近世の「富籤」は、札を買った人がそれぞれに好きな文句を書き付けて箱に戻し、それをアトランダムに突き上げ、皆に披露して面白さに興じたと言う。<sup>(9)</sup>「地蔵堂憑支」にも、同様の楽しみがあつたようだ。

また「引付」には、奈良中の五軒の茶屋が記載されている。<sup>(10)</sup>当時の茶屋は常設店舗が多く、民衆の交流の場となつていたが、『雜事記』には、勧進聖が不法を働きいなくなつたので、茶屋に勧進を仰せ付けたり、「龍田之勧進茶屋」と記されるなど、勧進と茶屋の関わりを示す史料が見られる。近世の富籤札の販売は、売出席所は興行開催地の本堂・本坊に限る規定だったが、実際には門前茶屋や市中の富札屋が取り次いでいた、という。<sup>(11)</sup>中世の奈良でも、茶屋が「勧進憑支」の出先機関となり、憑支籤を販売していたのではないか。

富籤は、近世に入つてから、とくに寺社の修造費用のために盛んに行われるが、中世でも早くからその萌芽があつたことが、指摘されている。<sup>(12)</sup>富籤の名が現れる以前に行われていた(富籤)興行は、寺社内の「勧進憑支」の中に包括されていた事が明らかである。

では、「地蔵堂憑支」の憑支衆中を構成していたのは、どのような人々か。

『引付』には、奉行の春辰と善秀を含め、春辰 善秀 寛房(良成) 長信 順願 順円 寛明房(尊重) 延専

うち、寛明(尊重)と舜恩は、先に述べた『合力鈔引付』の中で、「地蔵堂憑支」と同時期に、憑支を興行している。

大乘院家に仕える者の給分・職掌を記録した『三箇院家抄』には、「北面方諸行事等」として、北面衆の仕事が挙げられている。注目したいのが、北面衆が「御米納所」「反錢等公物納所」であることだ。北面衆は、検断の上使・人夫の宰領とともに、門跡のところにやつてくる年貢・反錢・過錢などを取り立てに行き、それを納める「納所」(藏方)でもあつた。

彼等は、「納所」であると同時に、尋尊に対しても、金銭の立て替え、貸付も行つていた。明応八年(一四九九)十一月十四日、

妙徳院方門跡借下本利四十貫分、切錢ニ自明年九年、毎年十貫文宛四個年ニ可返渡旨、良成請人之間落居申、借書以下色々書状等十八通進返了、并出状如件、

室町期における奈良福智院地蔵堂の再興と「勧進憑支」（阿諱訪）

明応八年以前御門跡様御借書以下悉以進上申候、但松林院家任料百二十五貫文事者、一段御許可上者、引米可致彼方催促候、此外者御門跡様直々御借書状取落事候者重而可致返上候、万一雖申方候、旁以不可有御承引候、此趣可然様渡御披露書仰候、恐々謹言、

十一月十四日

訓英判

延専御房

これは、妙徳院訓英から門跡尋尊がした借金の保証人に、「良成請人之間落居」と、北面衆の延専房良成が立ち、毎年十貫文を延専房が責任をもつて訓英に返す事になった、という記事である。

さて、延専房は、公物の納所となる傍ら、それらの収支決済である「算用状」を作り、提出している。明応三年（一四九四）四月三十日、「延専每月算用上之、二月三月四月分吉野・天川参詣」や、明応七年（一四九八）三月十四日、「良成（延専房）算用状上之、綿兩年分同」等である。

延専房の下に、尋尊への「公物」が納められた後、それは様々な借金返済等の用途に回され、当然この時点で、訓英への借金分も毎年引かれることになる。尋尊の借金は、

訓英からのみではない。その他も含めて、当然延専房からの持ち出しで、借金を払うことはあつたに違いない。その

肩代わり分と手数料は、延専房の手にのこされたと考えられる。この延専もまた、文亀四年（一五〇四）一月二十五日で、「延専憑支初之」と憑支を行つてゐる。この憑支は、同年の三月に二回、十二月にも一回行われてゐる。

寛円房専親は、文明三年（一四七一）十二月十五日に、「寛円・明恩憑支在之、十二疋分給之了」と、兄弟の明恩とともに憑支を起こし、尋尊も参加してゐる。そして、『到来引付』大乘院文書74番「某書状」は、

今日之御出忍悦存候、就中當寺憑支料足十二貫文分、

我々か方へ御借方ニ被下候條忝畏入候、相殘分惣合四

貫文御座候也、其をハ又今一分御憑支之時可被下之由

蒙仰候、畏入候、仍以前よりあつかり申候□れうん

の御絵并御香呂一只今進上申候、大事御物久あつかり

候、無相違進上申候條、身ニモ畏入候、此方ニハ御判

之御書一通御座候をハ又四貫弁給候ハんする時可進申

候、但其をも只今なり共御進にて候者可進申候、返々

先日御憑支代被下候條、余身畏入候、如何様以參上御礼可申入由可然預御披露候者所仰候、恐々謹言、

八月十三日

□□（花押）

寛円房進之候

（文明七年寛円御房人々御中）

尋尊は、淨土寺の憑支で得た「憑支料足十二貫文分」を、

そのまま淨土寺への「御借下方」借金返済に当てているが、書状の宛名が寛円になつてゐる。その理由はつぎの史料から分かる。文明九年（一四七七）十一月二十二日条、<sup>(16)</sup>

淨土寺憑支十二貫文被召之由注進、剩借下方被立用了、珍重之由仰了、足向菩提山毎月々別内也、寛円方渡之、

（以下略）

ここでも尋尊は、淨土寺憑支の十二貫を「剩借下方被立用了」と、借金に回している。そして憑支の懸錢に「足向菩提山毎月々別内也」と、菩提山の毎月の納入錢を當てており、それは「寛円方渡之」とある。淨土寺に対しては、寛円が實際の金錢のやり取り、憑支の懸錢の納入をしていた事が分かる。また『到来引付』の71番「某書状」には、

先度御門跡様へ御借用候鳥目事小五月錢以可被返下由御約束事候へハ、相構々無相違候可畏入存由能々御披露候テ可給候、我々も今所用事共候て所望候、万事可然様憑存候、いか様以參入尚々可申入候、恐惶謹言

卯月廿一日  
□□（花押）

寛円御房

尋尊へ貸した金錢を、小五月錢の中からどうか確かに返してくれるようによく、寛円に対しての書状がある。この借金のやり取りも、寛円が仲立ちになつていた。

寛円の息子である寛明房專重は、延徳三年（一四九一）十月十八日、ちょうど地藏堂憑支と重なる時期に、「專重合力初之云々」と、憑支を始めており、『到来引付』のなかで、

文明十一年三月十八日 四百文寛明方 緋シチ  
文明十二年八月十日 八百文五文子寛明方 シチ坂

など、尋尊に對して、質物や利子を取つての貸付をしてい

る。  
法隆寺の記録『嘉元記』には、延慶三年（一三一〇）の惣社明神の造営費用に「寺中公私之藏々、或人々ヲ勧テ、極樂憑支ヲ勧集テ」と、憑支を催している記事がある。そしてその憑支には「寺中公私之藏々」が応じてゐる。法隆寺には、以前より「寺中藏町」という資財や年貢を収納する倉庫の群集する区域があつたが、これらは中世後半には、金融機関と化していた<sup>(17)</sup>。納所として藏をもち、貸付をする北面衆も「寺中公私之藏々」として、「地藏堂憑支」の衆中を構成していたと考えられる。

地藏堂憑支の『引付』で、最も多く當選金を得てゐるのは「中物方」である。合計十六回取り、その殆どが憑支の終り頃となる。「中物方」の請人は、多く地藏堂の「親」の春辰・善秀が立つており、『引付』の七十四番取に「中物方

両人」とある事から、この二人が「中物方」自身と言える。

「中物」とは、現在も使われている経済用語で「ナカモノ」と読み、「中切・中限ともい、取り引き市場の長期決算取り引きで、翌月末日に受け渡しをする契約のもの」という。<sup>(19)</sup>北面衆が納所という金融機関であり、「中物方」が憑支親となると、この取分は、北面同志、または他の金融機関、地下人への貸与などの貸借の結果、地蔵堂側に入ってきた利分を指すのではないか。

「新薬師寺憑支」の引付部分の三十六番買手には、

中物方 楠松ヨソ □ヤウホヲキントウヰントノ内  
とある。「地蔵堂憑支」に限られた言葉ではないようで、奈良での経済的な取り引き用語だつた可能性もある。<sup>(20)</sup>

北面衆は、その活動量・範囲から、寺内の経済活動の実利面を握っていた。彼等が衆中となつて憑支を組み、資金とし、「地蔵堂憑支」の「引付」に載る「当日懸錢」衆なる奈良中の人々が参加した「富籤」を運営し、地蔵堂の上葺資金を調達した。同時に、富籤の売り上げを元に、貸付も行つていたと推測される。上葺資金調達を目的として「憑支」をする事、それを資金として富籤を売る事、売られた籤を買う事、利殖をする事のすべての行為が、地蔵堂に対する「勧進」と言う奉仕活動となり、それらを含めて「勧進憑支」と呼ばれていたのである。

## 注

(1) お茶の水図書館・成簞堂文庫所蔵。

(2) 原島陽一「頼母子と無尽」(『講座日本風俗史』八、一九五九)。

(3) 中田薰「頼母子の起源」(『国家学会雑誌』二〇二、一九〇三)。

(4) 三浦圭一「中世の頼母子について」(『史林』四二一六、一九五九)。

(5) 東大史料編纂所レクチ・成簞堂古文書一〇六。

(6) 荻野三七彦「中世の頼母子文書」(『歴史手帳』九一七、一九八一)。また永島福太郎「奈良」(吉川弘文館、一九九六新版)には、「伊勢講と同類の自發的な貯蓄団体」とある。

(7) 『多聞院日記』天文十九年四月二十二日「頼支興行之時ハ不簡縁無縁、不云親疎、種々ニ勧之」とあり、また他の憑支契約状にも同様の表現がある。

(8) 藤田裕嗣「奈良」(『日本都市史入門 I 空間』東大出版会、一九八九)。

(9) 原島陽一「近世の富籤」(『講座日本風俗史』六、一九五九)。

(10) 高橋康夫「茶屋」(『日本都市史入門 III』東大出版会、一九九〇)。

(11) 「雜事記」文明八年四月二十六日条。

(12) 「雜事記」文明十一年十二月二日条。

(13) (14) (15) (9) に同じ。

(15) 池田龍藏「稿本無尽の実際と学説」(全国無尽集会所、一九三〇)、『經覓私要抄』の文明九年(一四七七)四月十四日「大安寺資支在之、行通者懸之、頗可與資支也由有其聞」が挙げ

られている。

- (16) 安田次郎「にぎわう都市寺院」(『都市の中世』吉川弘文館、一九九二)。
- (17) 林屋辰三郎「南北朝時代の法隆寺と東西両郷」(『中世文化の基調』東大出版会、一九七五)。
- (18) (17) に同じ。
- (19) 日本国語大辞典「中物」の項。
- (20) 「福智院家古文書」花園大学福智院家文書研究会一九七九の八九「豊田春賀田畠壳券」にもある。

おわりに

奈良の町中に、今も残る福智院地蔵堂の修理は、摺仏札を売り歩く勧進活動を出発点としたが、善久が地蔵堂の坊主に就いてからは、堂に付属の諸施設・堂領の増税、拡大等を含めた「堂の再興」を目的としていった。また、その過程で行われた「勧進憑支」では、地蔵堂の上葺の資金調達の為に、興福寺の金銭面の実利を担当する北面衆が、「憑支」した資金を元手に、奈良中の地下人に「富籤」を売った。『憑支引付』に名前の載る人々は、富籤の当選者となる。

「勧進憑支」には、近世の富籤が内包されており、憑支衆中以外の広い諸層を対象としたところに、「勧進」の意味があつた。そして憑支を組んだ事、富籤を売った事、籤札を買つた事、貸付をした事、これらすべての行為が「勧進憑

支」に当たる。  
福智院地蔵堂にとつて、この「勧進憑支」は、一連の「堂の再興」事業の中で、また後の「堂の經營」への移行の中で、堂の知名度を上げ、威力と信頼を増すきっかけになつたと考えられる。

しかし、いまだ「地蔵堂憑支」で「□番取・同時買」とされ、「新薬師寺憑支」で「取人・買人」と表される当選者の違い、当選者と「請人」の関係に付いて等、憑支の構造全般については、須臾に答えは出でこない。

憑支衆中を構成していた北面衆が、興福寺内で果たす役割や、寺内の租税・経済の動き、貸付などを軸にする寺内の組織と寺外との関わり等と共に、勧進活動や憑支を考えることを、今後の課題としていきたい。

注

(1) 小五月銭については、別稿予定。

△付記 本稿執筆にあたり、多大なご指導を頂いた酒井紀美氏に末筆ながら、あつく御礼申し上げます。

(立教大学文学研究科史学専攻博士課程後期)